


## 第4章 計画の基本的な考え方





## 1. 基本理念

第1次計画及び第2次計画では、基本理念を「『自立と支え合い』 ～ともに歩むまち・うるま～」とし、障がい者の自立支援とともに、障がい者も社会の一員として、地域の中で支え、支えられる両面を持つという意味を盛り込み、さらに障がい者に差別なく手をさしのべられるような「ともに歩むまち」づくりを目指していました。

障がい者を取り巻く近年の動向としては、これまでの「障がい者の自立支援」という観点に加え、「障がい者の差別解消」「合理的配慮」「社会的な障壁の除去」「共生社会の実現」といった、障がい者の権利の視点が重視されています。

また、本市が平成28年度に実施したアンケート調査では、「差別を受けたことがある」という回答が身体障がい者で3割、知的障害者及び精神障がい者では6割を占めていました。さらに、一般市民へのアンケートでは、「社会に差別がある」との回答が7割を占め、障がい者の社会参加の障壁となる課題が浮き彫りとなっています。

このような背景や課題を踏まえ、第3次計画における基本理念を、「ノーマライゼーション」や「障がい者の権利」を視点を置きながら、以下のように掲げます。

### 『一人ひとりの自分らしくをともに支える』 ～思いやりでつながる共生のまち・うるま～

障がい者が社会参加を実現し、地域で自分らしく生活していくためには、障がい者が十分な支援を受けられ安心して暮らせるようにするとともに、障がい者も社会の一員として、地域の中で支え、支えられる両面を持つという意識の高揚が大切です。また、障がい者の自立と社会参加を容易にするために、地域の一人ひとりが障がい者個人の尊厳を重んじ、差別なく手をさしのべられる思いやりが何気なく広げっていくような共生のまちづくりを、着実に歩んでいきます。

## 2. 基本目標

計画の理念「『一人ひとりの自分らしくをともに支える』～思いやりでつながる共生のまち・うるま～」を実現するため、次の3つを基本目標として掲げ、障がいのある人もない人も、共に支え合いながら一人ひとりの「自分らしく」が達成できるように、共生社会の環境づくりを図ります。

### 障がい者の社会参加を支援する環境づくり

障がい者（児）がいきいきと活動し、自立した生活を営むことができる地域社会の構築が必要です。そのため、障がい児一人ひとりを尊重した教育環境の整備と、障がい者の適性と能力に応じた就労の支援を推進します。また、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動をはじめとした各種活動の機会を拡充するとともに、障がい者を取り巻く物理的・心理的な障壁を除去し、障がい者が安心して社会活動に参加できる地域づくりを目指します。

### 誰もが暮らしやすい環境づくり

障がいの種類や程度に関らず、全ての障がい者が個人として尊重され、必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で自分らしく生活できる地域づくりが必要です。そのため、障がいの早期発見及び障害の要因となる疾病の予防を図るための保健・医療サービスの充実、地域での暮らしを支える生活支援サービスの充実と必要な情報の提供、一人ひとりが必要とするサービスを自ら適切に選択できるよう、総合的な相談支援体制の充実を推進します。

### 地域でともに生きるための環境づくり

障がいのある方もない方も、住み慣れた地域でともに暮らし活動できる地域づくりが必要です。そのため、障がいについての正しい知識や理解を深めるための啓発活動やボランティア活動の促進等により地域の福祉力を高め、互いに支え合い共生できる社会の実現を目指します。

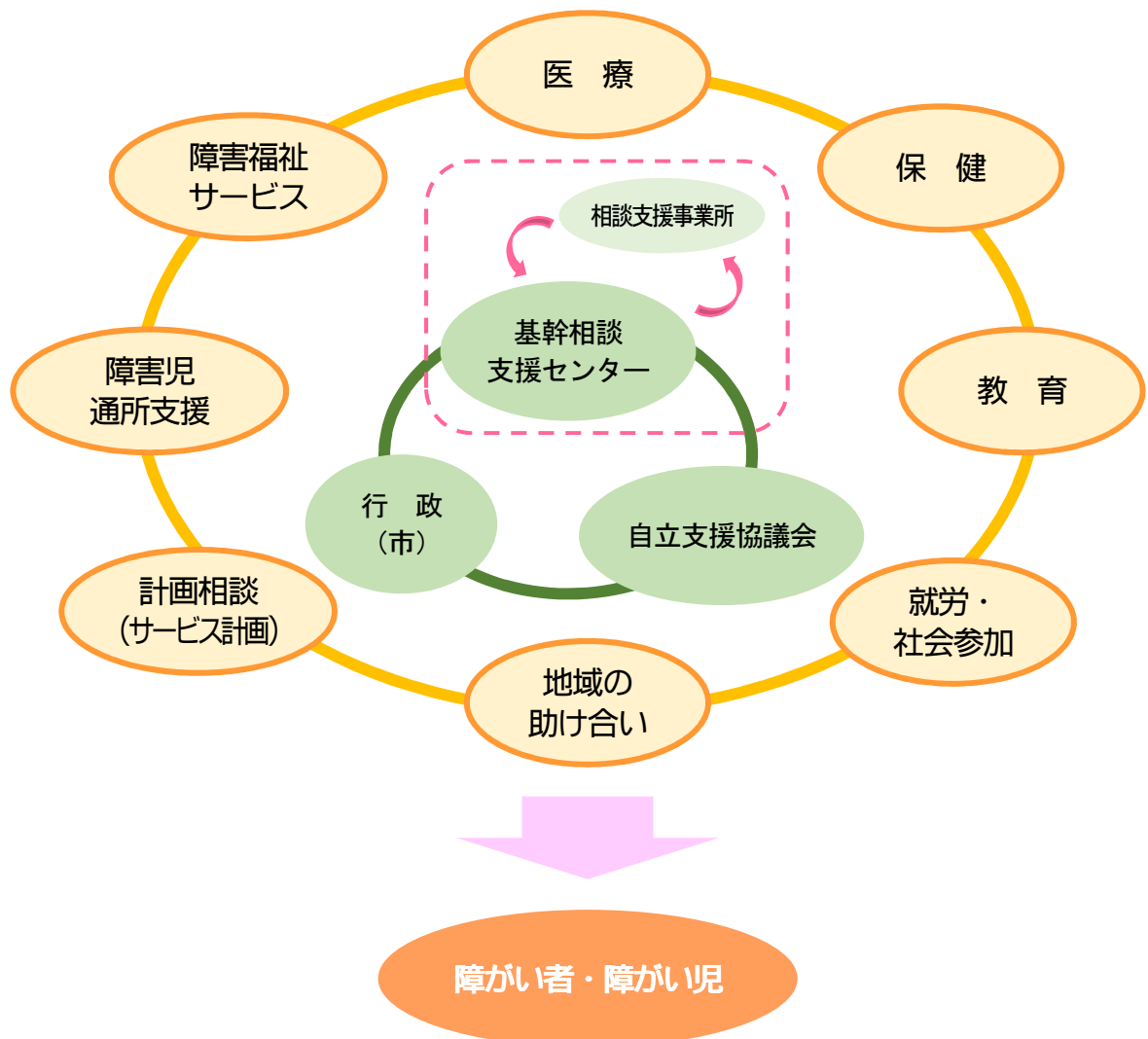
### 3. 重点的な取り組み

#### (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

障がい者が地域の中で安心して自分らしい暮らしをするためには、障がい者本人の意志及び一人ひとりの身体状況に応じた「支援」や「社会参加」が重要となります。「支援」や「社会参加」においては、保健、医療、障害福祉サービス、住まい、教育、就労、社会参加、地域助け合いなどの関係者、関係機関が別々に関わるのではなく、日頃から情報共有しながら包括的に関わることで、障がい者へのきめ細やかな対応が可能となります。

このため、基幹型相談支援センターを中心に自立支援協議会及び行政が一体となりながらつなぎ役となり、関係者・関係機関が連携し、障がい者一人ひとりを支援する対応力の強化(組織の強化)を進めます。

本市の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ



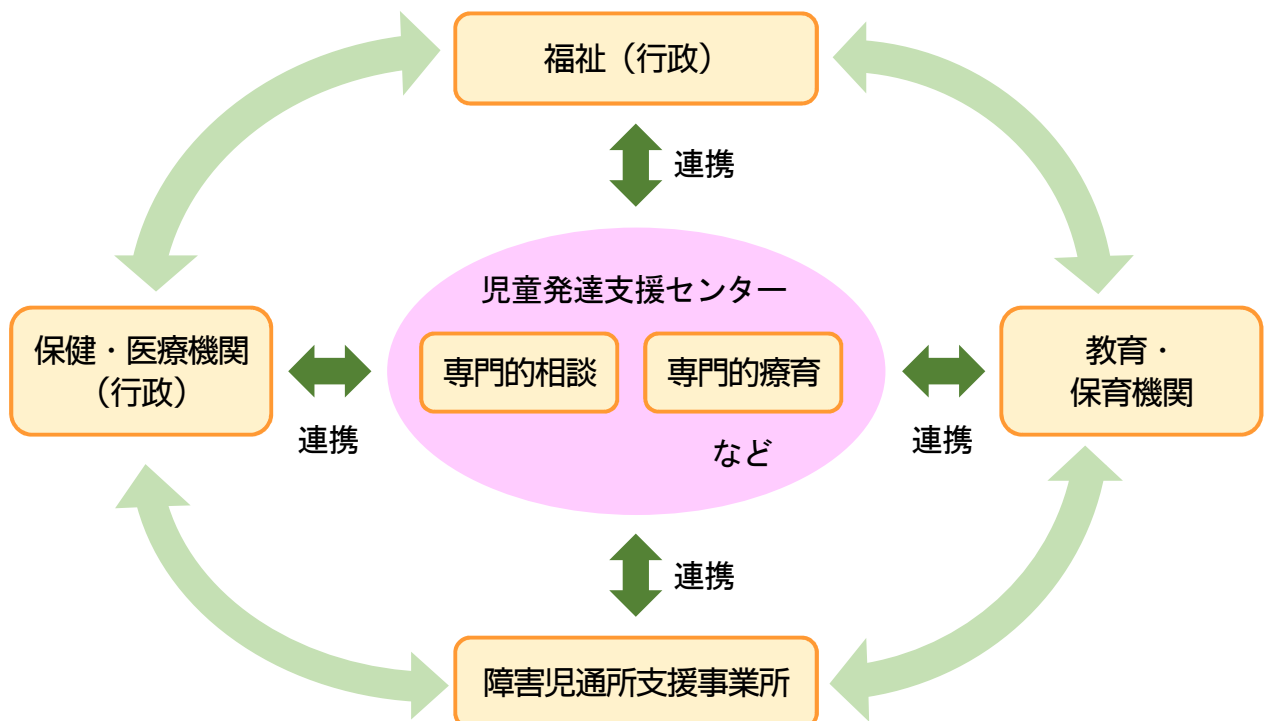
## (2) 障がい児支援体制の構築

今回の計画策定では、第5期障害福祉計画策定とともに第1期障がい児福祉計画の策定が義務付けられ、障がい児支援の体制強化が重点の一つとなっています。本市では、障害児通所支援サービスについて、放課後等デイサービスの重要及び供給料が急増する中で、その他のサービスは供給量が停滞するなどの課題があり、また放課後等デイサービスにおいては、量的確保は図られてきたものの、質の確保の面では単に預かるだけで療育が十分になされていない事業所も見られるなど、質の面では充実が必要となっています。

各サービスの市内事業所数の確保に努めるとともに、重度障がい児の受け入れできる事業所の増加や、医療的ケア児への対応強化について検討を進めるなどサービス提供における向上を図っていきます、

また、障がい児への専門的な相談やケア体制の構築のため、児童発達支援センターの設置に向けて推進するとともに、センターを中心とした市内での支援体制の充実につながるように、センターと市内障害児通所支援事業所や教育・保育機関等との連携を図るように体制づくりに努めます。

本市の障がい児支援体制の構築のイメージ

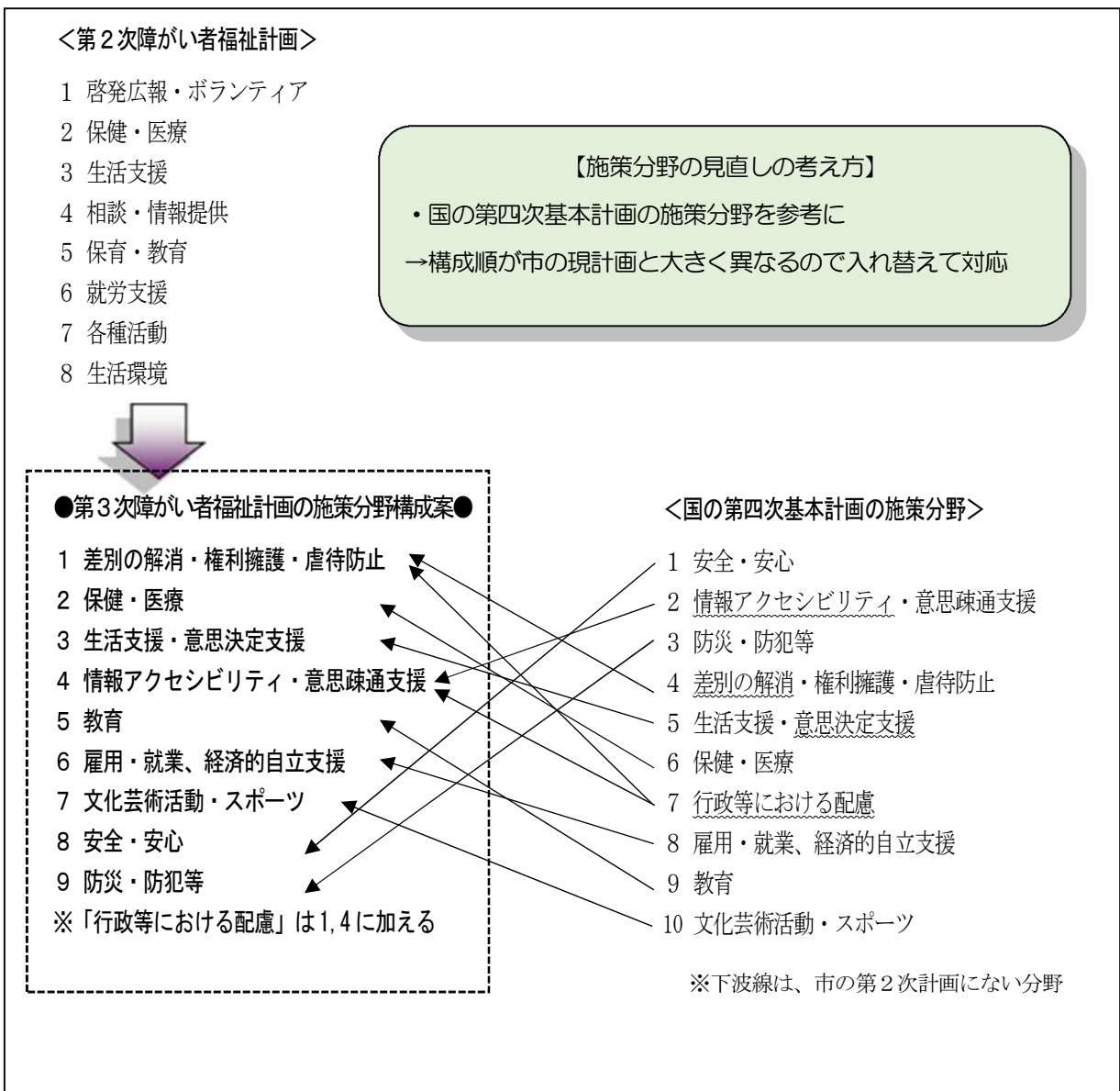


## 4. 施策の体系（障がい者福祉計画の施策体系）

### （1）施策体系の考え方

本市計画の施策分野は、国の障害者基本計画の項目に基づきながら設定してきました。平成29年度は、国の第四次障害者基本計画が策定されており、新しい施策分野が示されています。障害者権利条約等に基づいた新しい国の柱立てを参考にしながら、本市第3次計画の施策分野も見直しを行いました。

#### 新しい施策分野の構成について



## (2) 第3次障がい者福祉計画の施策体系

